

## 東北地区ペストコントロール協会緊急時相互支援に関する協定

公益社団法人日本ペストコントロール協会東北地区本部(以下、「東北地区本部という。」)並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県(以下、「県協会」という。)の6県ペストコントロール協会(以下、「6県協会という。」)は、災害時の有害生物等の発生や突発的に家畜伝染病等が発生し、防除及び感染症予防対策が必要な場合並びにこれらに付随した対策が必要な場合に、隣保共助の精神に基づき、相互支援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 6県協会は、地域がら会員数及び従業員数が限られており、緊急時における広範囲に対する迅速な防疫活動に支障が生じる恐れがあることに鑑み、東日本大震災の防疫活動を教訓とし、余力のある県協会が当該事案が発生した県協会からの要請を受け円滑に支援を行い、地域社会の安全・安心の確保に資することを目的とする。

### (相互支援の内容)

第2条 6県協会が相互に支援する業務は次のとおりとする。

- (1) 必要な情報の収集及び提供
- (2) 防疫活動に必要な防除作業従事者の派遣
- (3) 防疫活動に必要な資機材及び車両等の提供
- (4) 連絡調整及び事務対応に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### (支援の要請等)

第3条 支援の要請は、支援を必要とする県協会が次の事項を明らかにし、口頭または文書により要請する。口答により要請した場合は、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 有害生物等、または、家畜伝染病等の発生状況及び被害状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる事項の支援を要請する場合にあつては、資機材、車両等の数量、防除作業従事者等の人員数
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 全各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の支援の要請にかかわらず、県協会管轄区域において大規模な災害や家畜伝染病等が発生したことが明らかであり、当該県協会と連絡調整が取れない場合は、他の県協会は自主的な状況判断に基づき支援を開始することができる。

3 前項の規定により支援を開始しようとする県協会は、速やかに東北地区本部長に報告するものとし、東北地区本部長はその後の支援体制等について各県協会と協議するものとする。

### (経費の負担)

第4条 支援に要した経費は、原則として当該支援を受けた県協会が負担するものとし、その額は要請する県協会と支援する県協会において協議のうえ定めるものとする。

(支援活動の報告)

第5条 当該防疫活動が完了した後、支援を要請した県協会はその内容の詳細を東北地区本部長に報告するものとする。

2 東北地区本部長は、前項により報告された内容を確認、精査したうえで、公益社団法人日本ペストコントロール協会に報告するものとする。

(連絡協議会の設置)

第6条 緊急時における相互支援を確実かつ円滑に行うため、連絡協議会を設置し必要に応じて協議、情報交換を行うものとする。

2 連絡協議会は、東北地区本部長、6県協会の会長によって構成し、事務局は東北地区本部に置く。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、東北地区本部並びに6県協会が協議のうえ決定するものとする。

2 この規定に疑義が生じた場合も前項同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、東北地区本部長、6県協会会長が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月10日

(公社)日本ペストコントロール協会東北地区本部 本部長 佐藤 昌司

青森県ペストコントロール協会 会長 佐々木 千洋

(一社)岩手県ペストコントロール協会 会長 朝倉 哲哉

(一社)宮城県ペストコントロール協会 会長 佐藤 昌司

秋田県ペストコントロール協会 会長 中村 純也

山形県ペストコントロール協会 会長 服部 正規

(一社)福島県ペストコントロール協会 会長 吾妻 学